

清須市国民健康保険税条例の改正(案)内容について

○施行期日…平成29年4月1日

○改正内容…地方税法等の改正に伴い、軽減世帯の拡大を行う。

1 保険税軽減世帯の拡大について

○28年度消費者物価指数が前年度比1.2%上昇すると見込まれる。

○物価上昇によって従前の軽減対象者が対象外とならないようにするため、5割軽減及び2割軽減対象者の軽減基準額を上げる。

(1) 内容

■軽減基準額(軽減基準額以下の場合、均等割・平等割を軽減します。)

7割軽減	改正なし
	前年の合計所得が、33万円以下の世帯
5割軽減	所得基準額の引上げ
	前年の合計所得が、 33万円 + (<u>26.5万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>184万円</u> 、3人世帯)
	↓ 改正後 ↓
	前年の合計所得が、 33万円 + (<u>27万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>188万円</u> 、3人世帯)
2割軽減	所得基準額の引上げ
	前年の合計所得が、 33万円 + (<u>48万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>278万円</u> 、3人世帯)
	↓ 改正後 ↓
	前年の合計所得が、 33万円 + (<u>49万円</u> × 被保険者及び特定同一世帯所属者の人数) 以下の世帯 (給与収入 <u>283万円</u> 、3人世帯)

(2) 軽減世帯の状況(28年度本算定)

7割軽減	1, 920世帯 (1,920世帯/9,272世帯 : 20.7%)	} 43.5%
5割軽減	1, 158世帯 (1,158世帯/9,272世帯 : 12.5%)	
2割軽減	953世帯 (953世帯/9,272世帯 : 10.3%)	